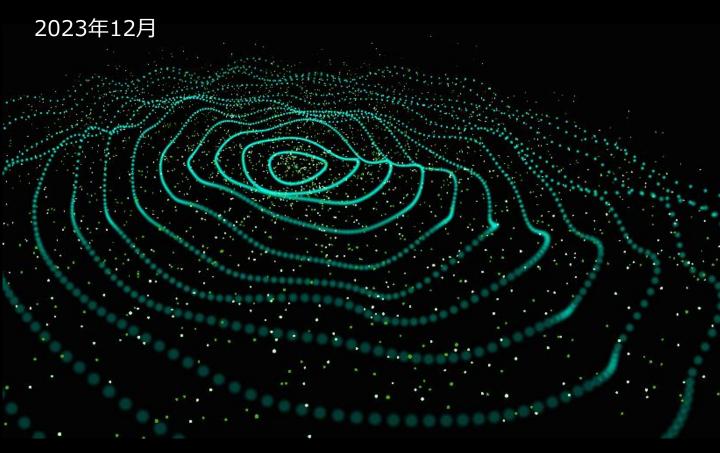
タックスアラート

ベトナム社会主義共和国の国会では、2024年1月1日から有効となるグローバルミニマム課税の政策に基づく追加の法人税の適用に関する決議を公布しました。





ベトナム社会主義共和国の国会では、2024年1月1日から有効となるグローバルミニマム課税の政策に基づく追加の法人税の適用に関する決議を公布しました。

2023年11月29日、第15回国会はグローバルミニマム課税(GMT)に関するグローバル税源浸食防止ルール (GloBE) に基づき、**国内ミニマム課税(QDMTT)及び所得合算ルール(IIR)**を含む、2024年1月1日から 有効となる追加の法人税の適用に関する**決議第107/2023/QH15号**を公布しました。



背景と概要

概念と文脈

- ・ GMT (又は「第2の柱」) は、OECD 包括的枠組み/G20によって提案された利益移転と積極的な租税競争に対する解決策であります。第2柱は適用範囲内の多国籍企業 (MNE) が事業を行う各地域において最低15%の税金を納めることを保証するための一連の課税規則を定めています;
- ベトナムでは検討の結果、政府はGMTに基づく追加の法人税の 課税の実施に関する決議草案を提案し、2024年1月1日から 発効することが国会によって正式に可決されました。本決議の実 施を定める法令は権限のある当局によって継続的に作成されてい ます。

ベトナムで適用される主な規則

したがって、ベトナムは以下のとおり、2つの主要なルールを適用することになります。

- (1) 国内ミニマム課税 (QDMTT)
- (2) 所得合算ルール (IIR)

GMTの適用対象者

ベトナムでは、GMTの適用範囲には直前の4年間のうち少なくとも2年間の連結財務諸表において**7億5000万ユーロ以上**の年間収益を有する多国籍企業の**構成主体(企業、団体、恒久的施設等)**が含まれます。MNEは最終親エンティティの管轄区域に所在しない構成事業体または恒久的施設を少なくとも1つを有するグループと定義されます。

全体的な影響分析

本決議に基づくGMTの実施はベトナムで活動する多国籍企業の納税義務、並びに関連する申告及び遵守義務に重大な影響を及ぼします。具体的には、以下のとおりです。

追加課税の義務

- 税制優遇措置を享受しているベトナムで事業を行う多 国籍企業の構成主体の場合:ベトナムの実効税率 (ETR)(*)が15%未満であれば、追加の法人税 (Top-Up Tax)が発生するリスクがあります;
- ・ ベトナムの多国籍企業の親会社の場合: 当該管轄の国内法の下で税減免や低税率などのインセンティブを享受しており、結果としてETRが15%未満を適用されている海外における構成事業体による所得に対して追加税が発生するリスクがあります。

遵守義務の追加

- 現行の法人税の確定申告義務に加えて、GMT 規則に 基づく追加の課税申告書及び説明書の作成が追加義務 として発生されます;
- 提出期限:会計年度末から12カ月以内(QDMTTの場合)及び会計年度末から15カ月以内(IIRの場合)

(*) 実効税率 (ETR) **は、**OECDの計算式 に基づき、管轄区域内に所在するMNEのすべての構成主体を対象とした税金収入合算 基準**により算出しています。**(計算式の詳細は4ページをご参照ください)

Contact

Website: deloitte.com/vn Email: deloittevietnam@deloitte.com For reference only, not for distribution or sale Transfer Pricing
Firm of the Year

Tax Firm of the Year

ベトナム社会主義共和国の国会では、2024年1月1日から有効となるグローバルミニマム課税の政策に基づく追加の法人税の適用に関する決議を公布しました。



決議における重要規定の詳細

1. 一般原則

適用範囲

- 有効期間:2024年1月1日以降に開始する会計年度から 適用
- 対象事業体: 当該会計年度の直前の4年のうち2年以上の連結年間売上高が7億5000万ユーロ以上を有するMNEの構成事業体
- 除外事業体:決議はGLOBEルールに基づいた事業体(最終親会社である政府機関、国際機関、非営利団体、年金基金、投資ファンド、不動産投資会社、除外対象である事業体による所有される資産価値の85%以上を有する事業体等)に対する除外規定を設けています。

定義

決議には、多国籍企業、最終的な親エンティティ、構成エンティティ、承認された財務会計基準、公認された財務会計基準等など、GLOBEルールに沿った主要な用語と定義が含まれています。同時にモデル規則、解説、合意された行政指導を含めたOECDのGLOBEルールを直接参照するものとされています。

デミニマス除外

これは、QDMTT及びIIRに対して、すべての構成エンティティが次の条件を同時に満たすことを条件に管轄区域内の追加課税は0(ゼロ)とみなされます。(i)当該管轄区域のGloBEによる平均収入が1000万ユーロ未満であり、(ii)当該管轄区域のGloBEによる平均収益が100万ユーロ未満または損失であること。

為替レート

本決議において収入及び収益の基準を決定するために使用される外国為替レートは、ベトナム国家銀行が発表する、収入及び収益が発生する年の直前の暦年の12月の平均外国為替レートであります。

セーフハーバー事項:

- 国別報告書 (CbCR) セーフハーバーの経過措置 (2024年~ 2026年): 以下の3つの基準の内にいずれかの1つが満たされた場合、追加課税は0 (ゼロ) とみなされます。
 - i. **適格CbCR**に基づく総収入が**1000万ユーロ**未満であり、及び税引前純利益(損失)が**100万ユーロ**未満であること;
 - 2023年及び2024年の簡易ETRは15%以上;2025年に 16%;2026年に17%であること;
 - iii. 税引前当期純利益 (損失) はGLOBEルールに基づいて計算された物質ベースの所得控除額**以下**であること。

簡易計算セーフハーバー:

構成事業体は、ルーチン・プロフィット・テスト、デ・ミニマス・テスト、ETRテストなどの簡易計算セーフハーバー・テストの使用も認められる。

・ 経過的ペナルティ救済:

- 移行期間中はGMT申告違反に関連して罰則または制裁は 適用されない;
- 。 決議ではまだ言及されていないが、OECDのガイダンスでは、このような罰則の緩和はMNEが合理的な措置を講じたことを条件としており、MNEはGMTの規制を理解し遵守するために誠実に行動したことを証明する必要がある。

物質ベースの所得控除

純GLOBE所得はすべての構成主体の適格有形資産の帳簿価額の合計額の5%及びすべての構成主体の適格給与費の合計額の5%に相当する実質所得控除額によって減額されます。2024年からの移行率は以下のとおりです。

年度	給与の比率 (%)	有形資産の比率 (%)
2024	9, 8	7, 8
2025	9, 6	7, 6
2026	9, 4	7, 4
2027	9, 2	7, 2
2028	9, 0	7, 0
2029	8, 2	6, 6
2030	7, 4	6, 2
2031	6, 6	5, 8
2032	5, 8	5, 4

Contact
Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com
For reference only, not for distribution or sale

Transfer Pricing
Firm of the Year

Tax Firm of the Year

ベトナム社会主義共和国の国会では、2024年1月1日から有効となるグローバルミニマム課税の政策に基づく追加の法人税の適用に関する決議を公布しました。



決議の重要規定の詳細

2. QDMTT及びIIR

具体的には、QDMTルール及びIIRルールの適用が、以下の主要な内容で決議に示されています。

QDMTTルール

IIRルール



ベトナムにおける以下の構成主体

- ✓ 親会社が海外にあるMNE (インバウンド投資)
- ✓ ベトナムの多国籍企業

ベトナムの親会社(最終親会社、中間親会社及び部分所有親会社を含む)は、ベトナム国外の構成事業体を直接又は間接的に所有しているMNEの (アウトバウンド投資)

追加税額= (追加税額の割合) ×超過利益+ 追加の現行追加税額(ある場合)。 追加税額= 加税額の割合×超過利益+追加の現行 追加税額 (ある場合) - **QDMTT**。

内容:



- 追加税率=15% (-) ETR。
- 実効税率 (ETR) =管轄区域内に所在する各構成主体の調整対象税額の合計/会計年度の管轄区域の純GLoBE所得
- 超過利益=純GLOBE所得 (-)実質的活動に基づく所得のカーブアウト。
- **純GlobE所得=GlobE** 所得 (-) GlobE純損失。
- 実質的活動に基づく所得のカーブアウト = すべての構成主体の適格有形資産の帳簿価額の総額の 5% (+) 2024年から2032年までの移行期間後の適格給与原価の総額の5%。



追加税金所得及び 追加税金の配分

- 構成主体のすべての収益はQDMTTの対象であり、**所有比率を無視する。**
- QDMTT に基づく追加税金の配分についてはまだ言及されていない。
- 追加法人税は、構成主体における親主体の所有 比率に賦課される。
- 追加法人税は、Globe所得比率に基づいて各構成主体に配分される。



QDMTT及びIIRの納税者は、以下の通りに準備して提出する必要がある。

- 適格GMT納税申告書
- ・ 異なる会計基準による差異についての説明書を合わせる追加GMT申告書

申告及び納税義務

- 期限:会計年度の終了日から**12か月**。
- 納税者:ベトナムの構成主体。会社グループ が01以上の構成主体を有する場合には、最 終親会社(会計年度終了後30日以内)は、 構成主体を出願主体として指定する。
- 期限:初年度には会計年度の終了日から18ヶ月、 それ以降の年には**15ヶ月**。
- 納税者:ベトナムの親事業体。



Website: deloitte.com/vn Email: deloittevietnam@deloitte.com For reference only, not for distribution or sale Transfer Pricing Firm of the Year

Tax Firm of the Year

ベトナム社会主義共和国の国会では、2024年1月1日から有効となるグローバルミニマム課税の政策に基づく追加の法人税の適用に関する決議を公布しました。



デロイトの見解

- GMTに関する決議は、ベトナムに投資する外国企業や海外に投資するベトナム企業を含む対象内の多国籍企業に**重大な影響を与える**と予想されます。具体的には、(i) **追加納税義務**(ETRが15%を下回っている場合、特に税制優遇措置を受けている事業者にとっては)及び (ii) 確定申告義務の影響を直接受けます。
- GLOBE規則に準拠した決議に基づく計算及び出願規制は、ベトナムで新たに導入されたので、様々な定義及び用語が非常に複雑です。したがって、企業は関連する規制を十分に理解し、異なる構成主体から情報を収集し、計算と申告プロセスに影響を及ぼす重要な要因を考慮する必要があります。
- ベトナムのQDMTTが (OECDによるピアレビュープロセスの対象となる) GLOBEルールの下で適格と評価された場合、ベトナムで 事業を行うMNEは、GLOBEルールの下で追加税の再計算から解放される可能性があります。これは、コンプライアンス業務に関連する管理負担の軽減とコストの節約に役立ちます。
- 軽課税所得ルール-UTPR-GLOBEルールに基づくIIRへのバックストップ・ルールは、決議ではまだ言及されていません。それにもかかわらず、QDMTTとIIRの両方の規則の適用は、ベトナムの構成事業体の追加税金がUTPRの第3管轄権によって徴収されないことが保証され、それによってベトナムの課税権が確保されます。
- 本決議の規制に関する詳細な指針を規定する政府の政令が発出されることが予想されています。

対象企業への推奨事項

2024年からGMTに関する決議が発行されたことにより、適用範囲内の企業は、コンプライアンスのための研究と準備のプロセスを迅速に開始する必要があります。また、適用可能な場合は、以下の手順を含む最適化政策の計画を立てる必要があります。

(1)影響評価

ベトナム及びグループが活動する他の管轄区域におけるGMTの影響を評価する。

(2) 政策観察·研究

ベトナムにおけるGMTの実施に関する詳細なガイダンス(法令)の発行スケジュールに注目し、計算と申請の原則を十分に理解する。

(3) リソースの準備

導入及びコンプライアンスを 準備するために、リソース(人 材、ツール、外部コンサルティ ング等)を準備する。

(4) 最適化計画

追加税申告コンプライアンスの計画を策定し、同時に GMTの影響を軽減するために利用可能な最適化ソリューション/優遇を検討する。

Contact Us



Phan Vu Hoang
Tax Partner
+84 28 7101 4345
hoangphan@deloitte.com



Takaishi Gen
Director, Japanese Services Group
+84 28 710 14342
gtakaishi@deloitte.com



Harada Junichi
Director, Japanese Services Group
+84 24 7105 0118
junharada@deloitte.com



Yamamoto Yuya
Senior Manager, Japanese Services Group
+84 28 710 14194
yyamamoto2@deloitte.com



Usui Hiromitsu
Manager, Japanese Services Group
+84 24 710 50093
hirusui@deloitte.com

Hanoi Office

15th Floor, Vinaconex Building, 34 Lang Ha Street, Dong Da District, Hanoi, Vietnam Tel: +84 24 7105 0000

Fax: +84 24 6288 5678

Ho Chi Minh City Office

18th Floor, Times Square Building, 57-69F Dong Khoi Street, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam

Tel: +84 28 7101 4555 Fax: +84 28 3910 0750

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited ("DTTL"), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the "Deloitte organization"). DTTL (also referred to as "Deloitte Global") and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

About Deloitte Vietnam

In Vietnam, services are provided by separate and independent legal entities, each of which may be referred to or known as Deloitte Vietnam.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited ("DTTL"), its global network of member firms or their related entities (collectively, the "Deloitte organization") is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.